

真室川町の子育て支援事業

真室川町では、中学生以下のお子さんが病院などで支払った医療費の助成を受けることができます。(ただし、食事代・部屋代や保険が適用されない分は除きます。)

＜対象となる方＞

- 小学生以下のお子さん（領収日の翌日から2年以内のもの）
- 中学生のお子さん（平成24年7月診療分から）

＜医療費の返還手続きに必要なもの＞

- お子さんの保険証 ●病院などの領収書 ●印かん（認め印）
- 金融機関の通帳

【注意】

- 平成25年7月から中学生以下のお子さんに③の医療証が交付されているため、平成25年6月30日までに受診した分が対象になります。
- 中学生のお子さんが小学生の頃に支払った医療費も、対象になります。
- 領収日が2年を過ぎたものは、対象になりません。



対象の領収書をお持ちの方は、お早めにお手続きください。

子育て支援医療証について

中学生以下のお子さんの医療費は、子育て支援医療証を病院などで提示することにより、医療費を支払うときに軽減を受けることができます。

(ただし、食事代・部屋代や保険が適用されない分は除きます。)

③ 子育て支援医療証

＜対象となる方＞

- 中学生以下のお子さん（中学校を卒業するまで）

＜医療証の交付申請に必要なもの＞

- ①お子さんの保険証 ②印かん（認め印）
- ③平成25年1月2日以降に真室川町に転入した場合は、お子さんを扶養している方の源泉徴収票、所得証明書など。

※申請が必要な場合…「6歳以下のお子さんの医療証更新」（毎年誕生月に案内あり）
「出生」「転入」「小学生及び中学生の入院」

【注意】③の医療証は、山形県外では使用できません。

県外で病院等を受診したときは、保険証を提示して医療費をお支払いください。
後日、支払った医療費の返還手続きができます。

＜医療費の返還手続きに必要なもの＞

- ③の医療証 ●病院などの領収書 ●印かん（認め印） ●金融機関の通帳

医療証の交付・医療費の返還は、役場町民課窓口でお手続きください。

※手続きに必要なものは、お忘れなく。

●お問い合わせ先

真室川町子育て支援事業について……町民課 住民担当 ☎62-2111（内線234）
子育て支援医療証(③)について…… " ☎62-2111（内線233）